

令和2年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月高浜市議会定例会は、令和2年12月3日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 議案第72号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部改正について
議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第74号 高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
議案第75号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第76号 第6次高浜市総合計画基本構想及び基本計画（後期）の変更について
議案第77号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
議案第78号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
議案第79号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について
議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について
議案第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更について
議案第82号 事業契約の変更について
- 日程第5 議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第11回）
議案第84号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
議案第85号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
議案第86号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第87号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
議案第88号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 荒川 義孝
3番 杉浦 康憲
5番 岡田 公作
7番 長谷川 広昌
9番 柳沢 英希
11番 北川 広人
13番 今原 ゆかり
15番 内藤 とし子

2番 神谷 直子
4番 神谷 利盛
6番 柴田 耕一
8番 黒川 美克
10番 杉浦 辰夫
12番 鈴木 勝彦
14番 小嶋 克文
16番 倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副 市 長	神谷 坂敏
教 育 長	都築 公人
企 画 部 長	深谷 直弘
総合政策グループリーダー	榊原 雅彦
秘書人事グループリーダー	杉浦 崇臣
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	板倉 宏幸
行政グループ主幹	久世 直子
市 民 部 長	磯村 和志
市民窓口グループリーダー	中川 幸紀
福 祉 部 長	加藤 一志
介護障がいグループリーダー	野口 恒夫
健康推進グループリーダー	内藤 克己
こども未来部長	木村 忠好
文化スポーツグループリーダー	鈴木 明美
都 市 政 策 部 長	杉浦 義人
上下水道グループリーダー	清水 洋己
上下水道グループ主幹	石川 良彦
学校経営グループリーダー	岡島 正明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 大岡 英城

副 主 幹 神 谷 直 子
主 査 杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスがいまだ収束をしていない状況の中、高浜市議会としても新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴の自粛をお願いするほか、一般質問の時間を70分から40分に短縮するなど、高浜市議会として必要な対策を講じてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、本定例会には、諮問、条例の一部改正、令和2年度補正予算などの諸案件が提出されております。本定例会に提案されました諸案件につきまして、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日令和2年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集いただきまして、誠にありがとうございました。日頃より市政各般にわたりまして、格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、今年を振り返りますと、学校、仕事、家庭と生活のあらゆる場面に新型コロナウイルス感染症の影響が及んだ年でありました。当市といたしましても、様々な支援策を講じてきたところではありますが、先日再び愛知県知事から県民などに向けて、第3波に入ったとの認識の下、感染防止対策を徹底するようとの呼びかけがありました。先が見えず苦しい状況ではありますが、市民の皆様の健康を第一に、生活支援、地域経済の支援に引き続き取り組んでまいります。

明るい話題もありました。夢・未来塾がプラチナ大賞優秀賞、高校生が地域の課題にビジネスの手法で取り組むソーシャルビジネスプロジェクトの成果を競う全国高校生SBP交流フェアで、

高浜高校地域活動部が最高位の文部科学大臣賞を受賞しました。鬼瓦職人のデザイン力と自動車部品メーカーの金型技術を生かしたオリジナルたい焼き機の製作販売に加え、地元プロバスケットボールチームのマスコットキャラクターをかたどったたい焼きを販売し、その売上げで地元の子供たちを試合に招待するなど、地域と結びついた活動は評価をされました。また、現在開催中の鬼師と鬼滅の刃の鬼コラボも大変好評をいただいております。大人気アニメのキャラクターがデザインされた三州瓦の展示や瓦グッズ販売、鬼師体験ワークショップ、市内を巡るデジタルスタンプラリーなど、企画を通じて幅広い世代の方々に鬼師のまち高浜の魅力を知っていただけるのだというふうに思っております。

さて、先日令和2年12月1日、当市は誕生して50年という節目の日を迎えました。新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、記念式典は1年延期せざるを得ませんでした。これまで当市が歩んできた日々を思い、静かに新たな門出をかみしめる日といたしました。人と人とのつながりを何よりも大切にしてきた大家族たかはまだからこそ、ウィズコロナの時代になっても心でつながることを諦めずに、この苦境を市民の皆さんと共に必ず乗り越え、来年改めて集い、お祝いできることを楽しみにしております。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、議案17件をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御意見あるいは御可決を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時5分開議

○議長（杉浦辰夫） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、15番、内藤とし子議員、16番、倉田利奈議員を指名いたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和2年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月16日及び11月26日に議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催をいたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は、本日より12月23日までの21日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は、諮問第2号を即決で願い、続いて、議案の上程、説明を受けます。

12月8日及び9日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

12月11日に議案第72号から議案第88号までの総括質疑、委員会付託を行います。

総務建設委員会については、議案第72号から議案第74号、議案第83号及び議案第84号、議案第86号から議案第88号までの8議案と陳情第7号の1陳情を付託、福祉文教委員会については、議案第75号から議案第82号及び議案第85号の9議案と陳情第4号から陳情第6号まで及び陳情第8号、陳情第9号の5陳情を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります会期及び会議日程のとおりでございますので、御承知おきいただきますようよろしくお願いをいたします。

この12月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま、議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月23日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月23日までの21日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日までに陳情書6件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

議案参考資料1ページを併せて御覧をいただきますようお願いを申し上げます。

本案は、現委員の神谷章一氏が令和3年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をいただきたく御諮問をお願いいたすものでございます。

同氏は長年小学校の教職にあられ、御退職後は高浜市防犯委員会委員長、春日町町内会長を務められたほか、現在も高浜まちづくり協議会理事、高浜市社会福祉協議会評議員、高浜夢・未来塾監事などの要職に就かれるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。平成27年4月から人権擁護委員としてその職務を立派に遂行されておられます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、諮問第2号は原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 議案第72号から議案第82号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第72号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書に合わせまして、新旧対照表の1ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、同法を引用する高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例はじめ4つの条例について用語の整理をいたすものであります。用語の整理の内容といたしましては、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改める等のものであります。

はじめに、第1条が高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正で、改正の内容は附則第2項中特例基準割合を延滞金特例基準割合に、「の規定により告示された割合」、これは新旧対照表を御覧いただきますと、租税特別措置法第93条の2の規定により告示された割合であります。これを租税特別措置法第93条の2「に規定する平均貸付割合」に改める等のものであります。

次に、第2条は高浜市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正、第3条は高浜市介護保険介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正、第4条は高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、いずれも同様の用語の整理をいたす等のものであります。

なお、附則において、この条例は令和3年1月1日から施行することとし、改正後の規定は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対する延滞金については、なお従前の例によることといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

議案参考資料の2ページ及び新旧対照表の5ページから8ページまでを併せて御覧ください。

本案は、平成30年度の税制改正により、令和2年分の所得税及び令和3年度分の個人住民税から給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられることに伴い、所得情報を用いている国民健康保険制度において国民健康保険税の軽減判定で不利益につながらないように、対象世帯の算定式を見直し、従来と同様の水準となるよう改正を行うものでございます。

第23条の改正では、国民健康保険税の減額に係る所得の基準につきまして、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、同一世帯に給与所得者、年金所得者が複数いる場合、軽減基準額に給与所得者等の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を令和3年1月1日からとし、令和3年度以後の国民健康保険税から適用することといたしております。

続きまして、議案第74号 高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の2ページ及び新旧対照表の9ページから14ページまでを併せて御覧ください。

本案は、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受け、自立支援医療受給者証の交付を受けている者に対する医療費助成の範囲を、精神疾患の限定から全疾病へ拡大するものでございます。

初めに、全体を通しまして、医療費助成の範囲を全疾病に拡大することに伴い、第2条では入院、通院医療の定義を見直すほか、第8条では受給者証の提示、第9条では支給の方法につきまして、所要の規定の整備を行うものであります。

第6条の改正は、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受け、自立支援医療受給者証の交付を受けている者に対する支給の範囲を拡大するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を令和3年4月1日からといたしております。

説明は以上のとおりであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それでは、議案第75号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の2ページ並びに新旧対照表15ページを併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、市制施行記念事業の実施期間の終了

日を令和4年3月31日までとすることに伴い、基金の廃止期日を平成33年3月31日から令和4年3月31日の記念事業の実施期間の終了日に合わせるもので、附則第2項を改正いたすものでございます。

なお、この条例の公布日から施行するものとしております。

続きまして、議案第76号 第6次高浜市総合計画基本構想及び基本計画（後期）の変更について御説明申し上げます。

議案参考資料3ページ並びに新旧対照表17ページを併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、第7次高浜市総合計画の策定期を当初予定から延期をすることに伴い、第6次高浜市総合計画基本構想及び基本計画（後期）の終期を平成33年度から令和4年度に改め、期間を1年間延長するためでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第77号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更について御説明申し上げます。

議案参考資料3ページ並びに新旧対照表19ページ及び20ページを併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、令和3年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から、尾張市町交通災害共済組合が脱退することに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更に係る関係地方公共団体との協議について、地方自治法の第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の内容は、組合を組織する地方公共団体を定める別表の1及び組合議会の議員の選挙等を定める別表の第2から、尾張市町交通災害共済組合を削るものでございます。

なお、附則第1項では、この規約の変更施行期日を令和3年4月1日とし、附則第2項では別表第2の改正規定については、令和3年4月1日以後最初に実施される議員の選挙から適用をすることとしております。

説明は以上でございます。いずれの議案につきましても、原案どおり御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） それでは、議案第78号から第81号について御説明申し上げます。

別添の参考資料3ページから5ページ及び新旧対照表21ページから24ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、議案第78号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、高浜市立高取公民館を廃止し、高浜市高取ふれあいプラザに転用するために、関係する高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例、高浜市使用料及び手数料条例の3本の条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、第1条の高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、高浜市立公民館の名称及び位置について定めております第2条第2項の表から、高浜市立高取公民館を削ることとするものであります。

次に、第2条の高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、コミュニティプラザの名称及び位置について定めております第2条の表に、新たに高浜市高取ふれあいプラザを追加するとともに、コミュニティプラザにおいて行う事業について定めております第3条の改正では、2号に規定する学術及び文化活動その他生涯学習の推進に関する事業を高取ふれあいプラザにおいても行うものとしたしております。

また、第4条の改正は、利用の許可を受けるコミュニティプラザの施設として、第1項の表に新たに高取ふれあいプラザの会議室等を追加し、このほか第12条の改正は第3条の改正に伴い条文の整備を行うものであります。

次に、第3条の高浜市使用料及び手数料条例の一部改正でございますが、別表第1に新たに高取ふれあいプラザの会議室等の使用料に関する規定を追加するとともに、同表から高取公民館に係る会議室等の使用料に関する規定を削除するものでございます。

最後に、附則におきまして、この条例の施行日を令和3年4月1日からといたし、改正前の高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により、この条例の施行日以後の高浜市立高取公民館の利用の許可を受けているものは、改正後の高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、高浜市高取ふれあいプラザについての利用の許可を受けたものとみなすとしたしております。

次に、議案第79号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の流行の収束が不透明の中、引き続きこれまでの経験を生かした継続した運営が効果的であること、また図書館移転候補先としてその準備による制限を受けることを踏まえながらの運営が想定されることなどから、平成27年12月定例会において御議決いただきました乃村工藝社・NTTファシリティーズ美術館運営共同事業体であり、代表構成団体株式会社乃村工藝社を指定管理者とする高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定期間について、平成28年4月1日から平成33年3月31日までを、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更につい

て御説明申し上げます。

本案は、かわら美術館同様、新型コロナウイルス感染症の流行の収束が不透明の中、引き続きこれまでの経験を生かした継続的な運営が効果的であること、また図書館機能の移転までの期間の運営を安定して実施する必要があることから、平成30年12月定例会において御議決いただきました株式会社図書館流通センターを指定管理者とする高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定期間について、平成31年4月1日から平成33年5月31日までを、平成31年4月1日から令和5年3月31日までに変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、高浜市立高取公民館を廃止することに伴い、平成30年12月定例会において御議決いただきました高浜市総合サービス株式会社を指定管理者とする高浜市立高取公民館の指定期間について、平成31年4月1日から平成36年3月31日までを、平成31年4月1日から令和3年3月31日までに変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上であります。よろしく御説明申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、議案第82号 事業契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料5ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の事業契約の変更は、二期工事分の基準金利が確定し、割賦手数料が減となったことによるものであります。平成29年3月24日に、あおみが丘コミュニティ株式会社との間で締結した事業契約において、基準金利は工事引渡し日の2営業日前に確定すると規定されています。そこで、10月6日に二期工事が引渡しとなりましたので、新たに割賦手数料を算定した結果、二期工事分は1,343万6,446円と、提案時の4,241万9,883円から2,898万3,437円減となりました。よって、変更後の契約金額を49億3,322万6,874円とするものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 日程第5 議案第83号から議案第88号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第83号 令和2年度一般会計補正予算（第11回）につ

きまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億7,561万9,000円を追加し、補正後の予算総額を230億7,705万7,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

繰越明許費は今回の補正予算で事業費を計上いたしております2件について、年度内の完了が見込めないことから令和3年度に繰り越すものであります。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、RPAシステム利用料及び女性文化センター空調機器更新工事設計業務委託料について、新たに期間及び限度額を定めるほか、汎用データ抽出ソフト等利用料は、事業内容の変更に伴い全額を減額するもので、教育用タブレット端末等借上料2件は、契約金額の確定に伴う減額であります。

12ページをお願いいたします。

地方債補正は、中段の小学校施設改修事業は港小学校の校舎増築に伴い増額するもので、下から2段目の中学校施設改修事業は契約金額の確定に伴い減額いたすものであります。

44ページをお願いいたします。

44ページでございますが、歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金は、障害福祉サービス等給付費及び生活保護費の増加に伴い障害者自立支援給付費負担金、医療扶助費負担金を増額いたす等のもので、2目教育費国庫負担金は、港小学校の校舎増築に係る公立学校施設整備費負担金を計上いたすものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するもので、2目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は障害者総合支援制度や介護保険制度の改正に伴うシステム改修に対する補助金を、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援整備費交付金は高浜児童クラブの整備費に対する補助金を計上いたすものであります。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費に対する補助金を計上するもので、5目教育費国庫補助金は小・中学校の再開に伴う感染症対策、学習保障等に対する補助金を増額いたすものであります。

15款1項1目民生費県負担金は、障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費の増加に伴い増額いたすものであります。

15款2項2目民生費県補助金の社会福祉費補助金は、主に障害者医療扶助費をはじめ各種医療扶助費の増加に伴い増額するもので、46ページをお願いいたしまして、児童福祉費補助金の愛知県子ども・子育て支援整備補助金は、高浜児童クラブの整備費に対する補助金を計上いたすものであります。

3目衛生費県補助金は、高齢者のインフルエンザ予防接種に対する補助金を計上するもので、6目商工費県補助金は、新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業の事業完了に伴う減額で、7目土木費県補助金は、補助金の交付額の確定に伴い計上いたすものであります。

16款1項2目利子及び配当金は、利子額の確定に伴い増額するもので、17款1項3目民生費寄附金は、水野豊文様から1万3,273円を御寄附いただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入りを減額いたすものであります。

48ページをお願いいたします。

20款4項4目雑入の保健センター収入は、高齢者のインフルエンザ予防接種無償化に伴い減額するもので、雑入は市制施行50周年記念事業によるグッズの売上げ収入であります。

50ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項12目企画費の5アシタのたかはま研究事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として宅配ボックスを設置する者に対する補助金を計上するもので、10ICT推進事業は契約額の確定に伴いRPA導入業務委託料を減額するほか、52ページをお願いいたしまして、12市制施行50周年事業は鬼滅の刃とコラボした記念品の制作業務委託料を増額いたす等のものであります。

14目電算管理費の1総合住民情報管理事業は、事業内容の見直しに伴い汎用データ抽出ソフト等利用料を減額するもので、2情報系庁内LAN管理事業は、来年度に向けて職員用のパソコンを購入する等のものであります。

15目行政情報化費は、郵便料金の実績見込みに伴う増額で、20目諸費は過年度の清算に伴う返還金等を計上いたすものであります。

56ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費は、財政調整基金利子額等の確定により、積立金を増額いたすものであります。

3款1項2目地域福祉推進費は、障害福祉及び児童扶養手当の制度改正に対応するためのシステム改修費を計上するもので、3目障害者在宅・施設介護費は、サービス利用者の増加等により障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費を増額いたすものであります。

58ページをお願いいたします。

7目介護保険推進費の1居宅介護支援対策事業は、サービス利用者の増加等により住宅改修費給付金を増額するもので、3介護保険システム電算管理事業は、介護保険制度の改正に対応するためシステム修正業務委託料を計上するものであります。

10目障害者医療費、12目母子家庭等医療費及び13目高齢者医療費は、受給者数の増加等に伴い増額いたすものであります。

15目国民健康保険事業費、16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、人事交流に伴う人件費の増減等に伴い繰出金を増減いたすものであります。

60ページをお願いいたします。

3款2項2目保育サービス費の3保育園管理運営事業は、翼幼保園において産休代替職員を配置するための補助金を計上するもので、62ページをお願いいたしまして、3款3項2目生活援助費は、医療扶助費等の実績見込みに伴い生活保護費を増額いたすものであります。

64ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の4新型コロナウイルス感染症対策推進事業は、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制を整備するため、保健総合システムを修正するための経費等を計上するほか、2目保健・予防費の3予防接種事業は、高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担額の無償化に伴い接種率の増加が見込まれることから委託料を増額するもので、4電算情報管理事業は、国民健康保険の被保険者番号の個人化に伴い保健総合システムの修正業務委託料を計上いたすものであります。

66ページをお願いいたします。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費の1ごみ減量リサイクル推進事業は、コロナ禍における外出自粛の影響等によるごみ袋の販売枚数の増加に伴い指定袋手数料徴収業務委託料を増額する等のもの、2ごみ収集運搬業務等委託事業は、コロナ禍における粗大ごみの搬出量の増加に伴い粗大ごみ収集運搬委託料を増額するもので、3ごみ処理事業は、人事交流に伴い衣浦衛生組合分担金を減額いたすものであります。

68ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費の1中小企業支援事業は、申請件数の実績見込みに伴い信用保証料補助金を減額するもので、70ページをお願いいたしまして、12新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業は、事業の完了に伴う減額であります。

74ページをお願いいたします。

10款1項3目教育指導費は、刈谷特別支援学校運営費負担金について、令和元年度の負担金の額の確定に伴い今年度の負担金で減額調整するほか、新型コロナウイルスの影響による修学旅行のキャンセル等に対する補助金を計上いたすものであります。

2項1目学校管理費の1小学校維持管理事業は、港小学校の特別支援教室の不足等に伴い港小学校校舎増築工事に係る管理業務委託料及び工事費を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校の手洗い場を自動水洗化するための工事費のほか、庁用器具費には電子黒板購入費を計上いたしております。また、3小学校ICT教育推進事業は、契約金額の確定に伴い教育用タブレット端末等借上料を減額いたすものであります。

2目教育振興費は、給食費に係る要保護及び準要保護児童就学援助費を増額するほか、特別支

援教育就学奨励費は、認定数の増加等により増額いたすものであります。

10款3項1目学校管理費の2中学校維持管理事業の高浜中学校受水槽更新工事費は、契約額の確定に伴い減額するもので、76ページをお願いいたしますと、小学校同様、手洗い場を自動水洗化するための工事費及び庁用器具費に電子黒板購入費を計上いたしております。また、4中学校ICT教育推進事業は、小学校同様、教育用タブレット端末等借上げ料を減額いたすものであります。

2目教育振興費は、小学校同様、要保護及び準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費を増額いたすものであります。

78ページをお願いいたします。

10款5項2目生涯学習機会提供費及び5目文化事業費は、契約金額の確定等に伴いそれぞれ増減いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第84号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,680万4,000円を追加し、補正後の予算総額を33億1,375万9,000円といたすものであります。

98ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

3款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の一般被保険者高額療養費の増額に伴う実績見込みにより、1,244万1,000円を増額いたすものであります。

4款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険支払準備基金利子の増額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、人事交流等に伴い6万3,000円を増額いたすものであります。

7款3項1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故など第三者から傷病を受けた場合に生じた給付金実績に伴い400万6,000円を増額いたすものであります。

続きまして、100ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、人事交流等に伴い6万3,000円を増額いたすものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、年間の実績見込みにより1,244万1,000円を増額いたすものであります。

5款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整のため、184万円を増額いた

すものであります。

7款1項1目一般被保険者保険税還付金は、過誤納還付金として91万9,000円を、3目償還金は特定健康審査等負担金の返還金として、154万1,000円をそれぞれ増額いたすものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第85号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ9,550万8,000円を追加し、補正後の予算総額を28億8,272万4,000円とするとともに、介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ130万7,000円を追加し、補正後の予算総額を5,495万5,000円といたすものであります。

次に、補正予算説明書114ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金、2項調整交付金、地域支援事業交付金、4款1項介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金、5款1項1目介護給付費負担金、116ページの3款1項地域支援事業交付金、7款1項1目一般会計繰入金は、いずれも歳出の居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の実績見込みによる増額が主なものでございます。

114ページに戻っていただき、3款2項9目介護保険保険者努力支援交付金は、このほど内示額が示され増額いたすものであります。

118ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、職員の人事交流等により減額いたすものであります。

2款1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費、120ページの3項高額介護サービス費、4項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入所者介護サービス費、3款1項保健福祉事業費、4款1項介護予防事業費については、それぞれ実績見込みに伴い増額いたすものであります。

122ページをお願いいたします。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今回の増額補正に伴い基金積立金を減額いたすものであります。

132ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、人事交流などに伴い職員給与費等繰入金を増額いたすものであります。

134ページをお願いいたします。

次に、サービス事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費は、職員の人事交流等により増額いたすものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） では、議案第86号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ155万3,000円を減額し、補正後の予算総額を5億5,302万2,000円といたすものであります。

144ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金は、人事交流に伴い減額をいたすものであります。

続きまして、146ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、人事交流に伴い人件費を減額いたすものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第87号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書（第2回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入は、第1款水道事業収益、第2項営業外収益で2目1節の他会計補助金で、人事交流等による児童手当の予定額を15万2,000円増額し、8億2,645万6,000円とするものでございます。

支出は、第1款水道事業費用、第1項営業費用で、人事交流に伴う人件費等によるもので、予定額を29万8,000円増額し、8億5,288万8,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めています職員給与費を29万8,000円増額し、5,359万8,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第88号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

別冊の下水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入は、第2項営業外収益のうち、6目長期前受金戻入は額の確定によるもので、16万円減額

し、また9目雑収益の衣浦東部流域下水道維持管理負担金余剰金返還金を、第3項特別利益の3目その他特別利益に計上するもので、営業外収益を8,916万円減額し、特別利益を額が確定したことにより8,891万8,000円増額するものでございます。その結果、第1款下水道事業収益を9億6,833万7,000円とするものでございます。

支出は、第1項営業費用については人事交流に伴う人件費の増額、4目業務費の負担金及び6目減価償却費の額の確定によるもので、予定額を149万6,000円減額し、第2項営業外費用については企業債利息の確定によるもので、予定額を11万円増額し、第1款下水道事業費用9億79万円とするものでございます。

第3条は、資本的支出の予定額について補正するものでございます。

第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費は、人事交流により353万6,000円増額するものでございます。なお、第3条部分に記述をいたしましたとおり、当初予算第4条本文括弧内の内容、金額について、それぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条に定めた職員給与費を625万6,000円増額し、5,412万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、12月8日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時56分散会
